

発大監第36号  
平成30年8月6日

住民監査請求に係る措置 について

平成30年4月12日付で、地方自治法第242条1項の規定に基づく住民監査請求について、大山町長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第242条9項の規定により措置した結果を下記のとおり公表します。

大山町監査委員 石黒 澄男  
同 西山 富三郎



記

- 1 勧告に基づく措置結果について  
別紙のとおり



受大総第 807 号  
平成 30 年 7 月 30 日

大山町監査委員 石 黒 澄 男 様  
同 西 山 富 三 郎 様

大山町長 竹 口 大 紀



勧告に基づく措置について(通知)

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき平成 30 年 5 月 30 日付発大監第 18 号で勧告のあった下記事項について、次のとおり措置したので通知します。

記

1 (勧告事項)

大山町建設工事約款第 45 条に規定する履行遅延の場合における損害金について請負業者へ請求するよう勧告する。

2 (措置内容)

勧告に基づき平成 30 年 6 月 11 日付で請負業者へ履行遅延損害金請求を行い、7 月 5 日に 39,237 円が納入された。